

「良好な景観」という用語について

住民等による「景観計画素案」のための基礎的研究 その1

谷 口 興 紀

On the term “good landscapes”

(The basic study for “ a draft landscape plan” by local residents et al. Part 1)

TANIGUCHI Okinori

Abstract

Generally speaking, fundamental terms used in the Act are defined at top parts. In case of Landscape Act there is no definition of “landscape”. Policy Scheme for the beautiful country-making which is in advance of it shows the term “landscape” by the ostensive definition using photos. Instead of the ostensive definition I propose the recursive definition of the term “good landscapes” using the prolog language. Because the successful landscape plans by local residents themselves who are composed of various and diversified careers are agreed only by a series of procedural steps, not by using technical terms and depending on experts’ images. This is following the spirit of Landscape Act.

Key words: Landscape Act, ostensive definition, recursive definition, model, sample, a draft landscape plan

1. はじめに

周知のように景観法には「景観」の定義はなく、「良好な景観」という用語が第1条からでてくる¹⁾。日常に使われる「景観」という語を、法律用語とする場合は、その定義が提示され

平成20年10月31日 原稿受理

大阪産業大学 工学部 建築・環境デザイン学科

1) 「景観法」(平成16・2004年, 法律第110号, 最終改正:平成20・2008年法律第40号)

英訳: <http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/townscape/keikan/pdf/landscapeact.pdf>

ることが一般的であるにも関わらず、景観法では、そうしていない。その理由を、景観法に先立つ「美しい国づくり政策大綱」（平成15・2003年、ここでは「政策大綱」と略す²⁾）に探り、それが直接展示的定義によることを示す。また「景観法運用指針 [全面施行版]」（平成17・2005年、ここでは「運用指針」と略す³⁾）を参照し、そこで言われている「すでに他法令上特段の定義がなく用いられている」のかどうかを検証する。そして、法令から離れて国交省独自の「景観まちづくり教育」における「景観」の「観る人の心の中に存在するものを景観と呼んでも良い」という規定は、客観性の問題を含むことを指摘し、「景観」という用語の語源に言及する。

景観法第6条では、住民の責務として「住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努める」ことと「国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない」と述べられているが、例えば、京都の景観政策に伴う建物の高さ規制のように、建て替える場合に既存高さの半分以下に押さねばならないという規制の下では、現実的に建て替えの合意を得ることは不可能であり、その影響が生活基盤の根底に及ぶような場合、住民の「基本理念の景観って何？」という疑問に応え、住民の「景観」という用語の十分な理解を得ることが必要となる。

そこで、景観を考える2つの側面、すなわちモデル性とサンプル性について論じ、景観に関する議論の合意形成の根底である信頼性の確保という点から「景観」の定義として、直接展示的定義に代わる再帰的定義について述べる。

景観計画素案の提案が、景観法第11条で住民に担保されているが、これは、「良好かどうかは、誰が、どこで、何を根拠に決めるの？」という疑問に対して住民が自らで考え、自ら答えを出すことが住民に投げかけられているとも受け取られる。本研究は、そのような住民の活動を職能者として支援する試みである。

2. 「美しい国づくり政策大綱」と「景観」

「政策大綱」は前文と3章よりなる。その前文で「美しさとはほど遠い風景」という語句が出現し、次に「美しい自然」と対比的に「人工景観」は著しく見劣りがすると言われている。つまり、「風景」という用語は、「美しいもの」であるべきだと考えられており、美しい自然と調和すべき美しい国づくりに向けて、国土交通省は舵を切ることが表明されている。

第1章の「I 現状に対する認識と課題」において、美しい景観の例示として写真が7葉掲載され、次に「美しさへの配慮を欠いた雑然とした景観」、「無個性・画一的な景観」の例示として写真が6葉掲載されている。このような記述形式は、いわゆる直接展示による定義

2) 「美しい国づくり政策大綱」（平成15・2003年）

3) 「景観法運用指針 [全面施行版]」（平成17・2005年）

(ostensive definition) による「景観」の定義である。同様に「良好な景観形成」の説明にも、写真が4葉掲載され、それぞれ説明文が付随しているが、「良好な景観形成」の直接展示的定義がなされている。

直接展示的定義は、厳密には、写真が撮影された地点に立って、カメラの向いている方向を指さして、「これが美しい景観です」と言うことであるが、掲載されている写真は、そのような厳密な定義の代替を果たすと考えても以下の議論の展開に影響は少ないと考える。

住民による「景観計画素案」の作成の対象となる景観について疑問を持つ住民と共に街の眺望の開けたところに立ち、その方向を指さして、「これが景観です。」と言うことで、住民から「わかった。」という応答を得るかもしれない。しかし、この直接展示的定義という行為は、語と対象が一对一に対応していることを前提にはじめて成立する。景観は、例えば絵はがきのように枠取りされたり、他から切り離されて移動可能な物ではないとすると言葉に依らない遂行的行為による「景観」の定義は漠然としており、景観についての議論を発散させるだけであろう。後述する「景観のモデル化」は、この景観の物化の方向である。

住民と景観との関わりについて「政策大綱」では美しさに関するコンセンサスの状況として、「普通の地域(コンセンサスがなところ)」、つまり国民が日常的に接する普通の地域について、名所・旧跡や世界遺産、伝統的建造物群保全地区の歴史的景観などと対比し、歴史性、風土性、文化性など地域の個性を規定するものがはっきりしない地域と類型化し、どのような地域としていくという点についてコンセンサスを形成するプロセスを経る「住民主体の地道な取り組みが重要である」と述べている。

3. 「景観」の法令的広がり

「景観法運用指針」の「Ⅲ基本理念」の末尾で、「景観」について特段の定義をおいていない理由として、

- ①すでに他法令上特段の定義がなく用いられている用語であること
- ②良好な景観は地域ごとに異なるものであり、統一的な定義を置くと結果的に画一的な景観を生むおそれがあること
- ③その他

という3つの理由が挙げられ、明示的理由は、①と②だけである。そこで①の他の法令を調べるため、総務省の「法令データ提供システム」(平成20年8月1日現在の憲法・法律・政令・勅令・府令・省令7,301件)⁴⁾で、「景観」をキーワードとして検索すると、ヒット数は138件(全法令

4) 法令データ提供システム(総務省): <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

国土交通省都市・地域整備局都市計画課景観室、景観まちづくり学習の推進のためのモデルプログラム(題材)、平成20年6月6日: http://www.mlit.go.jp/report/press/city07_hh_000004.html

件数の約2%弱)である。そのうち、「景観法」の3文字中の「景観」という語でヒットしているものが73件(全ヒット数の約53%)である。それ以外に「良好な景観」の「景観」でヒットしているものが6件あり、それらを合わせると79件(全ヒット数の約57%)が景観法がらみであり、残り59件(全ヒット数の約43%)は、「景観法」に依らずに、独立に「景観」という語を使用している。もちろん、その中に「景観」という語の「特段の定義」はない。これら景観法に依らない59件の「景観」の出現文の例を挙げる(以下の下線は筆者による)と、農林水産省令第24号では、環境影響評価項目関連の中に

二 地域特性に関する情報(第6条)

イ 自然的状況

- (1) 気象の状況
- (2) 水象及び水の濁りの状況(環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項の規定により定められた環境上の条件についての基準(以下「環境基準」という。)の確保の状況を含む。)
- (3) 土壌の状況
- (4) 地形及び地質の状況
- (5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- (6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
- (7) その他の事項

ロ 社会的状況

.....

とあり、「景観」は、何の説明もなく単独で、地域特性の中の自然的状況の項目に記載されている。その後の条文(第8条4号)で、

景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

とあり、景観の眺望性に重きが置かれている。他の法令の「景観」を含む語句を列挙する(以下の下線は筆者による)と、

- 展望施設(高台等の地形を利用し、峡谷、海岸、夜景等の景観を鑑賞させるための施設をいう)
- 美しい景観の整備
- 記念物及び文化的景観の保存及び活用に関すること。
- 所在地域の景観
- 当該地域において農用地その他の農業資源と周囲の環境とが一体となって良好な農村の景観

- 良好な住宅市街地の景観の形成のための樹木等の保全又は植栽
- 景観の鑑賞
- 重要文化的景観
- 自然景観の保全
- 旅行地の景観，環境その他の状況に関する事項
- 広告景観に関する基礎
- 優れた景観
- 国立公園 我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（海中の景観地を含む。・・・）

であり、これらの「景観」は、その意味において辞書的定義〔①風景外観。けしき。ながめ。また、その美しさ。②自然と人間界のこととが入りまじっている現実のさま。〕（広辞苑）で解することができる。しかし、そこに価値観が入り「良好な」景観と言い、その形成に関する施策に協力しなければならない場合、このような辞書的意味だけでは住民は、生活基盤を崩してまで景観形成への協力を賛同するとは思えない。

4. 国土交通省の「景観」に対する取り組み

文部科学省の協力を得て国土交通省は、平成20・2008年6月に景観まちづくり学習の推進のためのモデルプログラムを発表している⁵⁾。そのWEB頁からの資料によると、「景観まちづくり教育」の3つのアプローチとして、「行政が取り組む」、「ひとりひとりが取り組む」、「学校で取り組む」を挙げ、その説明冊子において『「景観」とはどういうもの?』と自問自答を行う。以下にそれらを挙げる。

「学校で取り組む」では、

- ①「景観」とは、まちや地域がどのように見えるか、ということですが、その字が示す通り、対象となる景（風景、景色）があり、それを観る人がいて、はじめて成り立つものです。「景観」は、それを観る人の心に現れる景色だとも言えるでしょう。
- ②「景観」には、地域の歴史、地勢や生態系などの風土、文化や伝統、技術の進歩や法律等の制度など人々の暮らしや経済活動などのさまざまな背景があります。「景観」には、人間と環境の関係が現れているのです。

「行政が取り組む」と「ひとりひとりが取り組む」では、

- ③景観は、それぞれの地域ごとの歴史、地勢や生態系などの風土、文化や伝統、私達一人ひとりの暮らしや経済活動等と、技術の進歩や法律等の制度などが背景となつてつくられる

5) 文部科学省報道発表資料頁 http://www.mlit.go.jp/report/press/city07_hh_000004.html アクセス：2008/10/31

ものです。

④良好な景観は、地域の個性や特色をわかりやすく特徴づけるものであり、人々の地域に対する愛着やふるさと意識を育みます。

⑤身の回りの良好な景観は、潤いある魅力的で豊かな生活環境の創出に貢献します。

⑥美しく個性的な景観は、観光をはじめ、国内や世界各地との交流を活発にする役割を担います。

と述べる。

これらの記述は、景観の構造を示す①と景観の内容に関わる②～⑥に分かれる。①は、さらに3つの部分に分けられる。すなわち、

①-1 「景観」とは、まちや地域がどのように見えるか、ということです

①-2 その字が示す通り、対象となる景（風景、景色）があり、それを観る人がいて、はじめて成り立つものです。

①-3 「景観」は、それを観る人の心に現れる景色だとも言えるでしょう。

である。①-1は、上述の直接展示的定義を言葉で表現したものであり、①-2は、事物的対象とそれを観る人という分節構造を提示する。そして、①-3で、「観る人の心の中に存在するものを景観と呼んでも良い」と規定する。景観が、このような心的現象だとすると、景観についての議論の客観性、特に良好な景観の良好さの非客観性の問題が生ずる。

5. 「景観」の語源について

「景観」に類似のものとして「風景」という語がある。「造園用語辞典」による⁶⁾と、「風景は眺める側の美醜の概念や風土性などを含めた、より主観的・総合的概念である。」とある。それに対して「景観」は、

- 景観という現象は、単に視覚的対象の眺めのみでなく、それを眺める主体（人間）に形成されるイメージや印象など心的効果との関係によって成立する。
- 景観は元来地理学における学術用語であり、主に環境の視覚的特性を指す用語として用いられてきた。
- 今日、概念が拡大し、一般にはかなり広い意味で使用されるようになったが、それでもなお分析的・操作論的であり、客観的側面が強い。

とある。これらによると「風景」は、主観的・総合的概念であり、それに対して「景観」は、客観的・分析的概念である。しかし、国土交通省の心的現象という規定を考慮すると、これらの区別が曖昧になる。また、

6) 東京農業大学造園科学科編「造園用語辞典 第二版」, 彰国社, 2002

- 「景観」という用語は、ドイツ語のLandschaftを、三好学（1861-1939）が「景観」と訳した。

とある。「Landschaft」は、ドイツ語辞書によると、①風土；風景，景観；地方，地域，②風景画（クラウン独話辞典）である。もう少し詳しくドイツ語のウィキペディアで見ると、地理学的なLandschaftの概念は、比較的新しく近代の現象であり、4つの意味が挙げられている。すなわち、

- 具体的に充実した地理学的に意味のある空間部分
- 地平線で囲まれる空間的対象の絵画的風景
- 一点から一目で見通せる地表面の部分
- 現代的主体に対する感覚的記号，外部空間における審美的にまざまざと思い浮かべられる感覚（<http://de.wikipedia.org/wiki/Landschaft> より）

である。

ドイツ語Landschaftの英語対応語landscapeの語源は、

1603, "painting representing natural scenery," from Du. landschap, from M.Du. landscap "region," from land "land" + -scap "-ship." Originally introduced as a painters' term. O.E. had cognate landscape. Meaning "tract of land with its distinguishing characteristics" is from 1886. . . .

（<http://www.etymonline.com/index.php?term=landscape> より）

とある。まとめると1603年、オランダ語のlandschapから来た“自然のシーンを表す絵画”であり、元々は画家の用語である。古英語（5世紀半ばから12世紀を中心にイングランドで使われた）は、同語形のlandscapeを持つ。“顕著な特性を備える土地のひろがり”という意味は、1886年からである。これらはドイツ語ウィキペディアの規定にも合う。

6. 「ランドスケープ」について

現在わが国でも片仮名の「ランドスケープ」の使用もある。「造園用語辞典」は、2つの用法を挙げる。一つは地理学や生態学において価値意識を加えず、客観的分析により地域の実在を明らかにしようとするものであり、他の一つは造園学や都市計画あるいは最近の土木工学において、アメニティ追求のため、あるいは美的評価を基礎として環境を操作しようという目的でこの語を用いるとある。前者は自然科学的地理学の立場であり、後者は、いわゆる景観デザインの立場である。

このように見てくると、勝原が採用するように「景観」は、「地表面（水界も、空界も含む）上の一切のものの総合集積されたもの」で、「美醜の理念を含まない」ものとし、「環境（風土の一部）の単なる「ながめ」」であるとするところから出発することが良いと考える。美醜を問

題にする場合には、「景観」の前後に「審美」を意味する修飾語を付加する。例えば、「農業景観美」「農村景観美」である⁷⁾。景観法の「良好な景観」は、このやり方を採用したと解される。そこで残ることは、良好であるという価値判断を、誰が、どのようにするかということである。

自然科学的地理学が19世紀の初頭のドイツで起こったことを考えると「Landschaft」は絵画での用法が先行しており、また、勝原の規定では、「風景」は、「景観」に審美的態度を加え、また重ねていくという関係にある⁸⁾。

7. 景観と景観図

地域における景観についての議論に専門家（職能者）が加わる場合、一般には、専門家は、外来者である。事前に地域を歩き回って予備知識を得るにしても、そこに3代住みついているわけではない。しかし専門家となる過程で、内外を問わず多くの地域を見て歩き、知識を得て、それらを整理分析・類型化するなどの研究作業により、いわゆる専門的知識という物指しを得る。そして当該の地域の「景観」を測るならば、測られた景観は、物指しの構造や精度を反映する。類型という目盛りを備えておれば、その景観は、例えば、盆地景観と分類され、盆地景観が出発点になり、盆地景観という土俵上で、その後の景観議論が展開される。

景観の類型化は、一つの形式化であり、モデル化であり、景観図の構成である。その作成・構成の過程で、複雑多様・多彩な物事に含まれる多くの要素が捨象され、抽象化がなされている。言い換えれば、対比的に単純化されているので、分かり易く、物事を説明しているように思える。自然科学では、ある仮説や実験を確立するため、他の研究者による追試ということが行われる。つまり場所の異なる制御された実験室という人工環境で再現実験がなされ、意図した結果を得るならば客観的証明がなされたことになり、いつでもどこでも成り立つ事柄として確立される。

しかし、今・この景観の評価や類型化などにこのような追試的考え方、方法を当てはめることは正当化されるであろうか。「景観法運用指針」の「良好な景観は地域ごとに異なるものであり、統一的な定義を置くと結果的に画一的な景観を生むおそれがある」という記述⁹⁾は、類型化の否定であり、いつでもどこでも成り立つ景観形成の否定であるように思える。

モデル化・類型化の単純さ・わかり易さの追求に代えて、サンプル（標本）という観点の導入を考える。例えば、子供の夏休みの宿題で、昆虫採集や植物採集を行った経験がある。それらの昆虫標本や植物標本にとって大事なことは、いつ・どこで採れたかという事である。それらの標本には採集された環境の情報が刻印されており、場所と時間が特定されると環境そのも

7) 勝原文夫「農の美学：日本風景論序説」，論創社，1979，6頁

8) 同上，19頁

9) 「景観法運用指針」，Ⅲ末尾

のの情報源となる。

景観は、その地域の生活や環境を、現に含んで成り立つものであり、モデル的に見られたり、考えられる内容は、その地域の固有性を捨象することを意味する。そのため、景観図から景観に戻る道筋の研究がなされねばならない¹⁰⁾。少なくともサンプル的視点で取り組む研究で景観研究は補完されなければならない。

8. 「良好な景観」の再帰的定義

住民の景観計画素案作成という脈絡を想定すると、いきなり専門的術語の使用はできない。それをかみ砕いて住民の理解可能な用語の使用による表現に翻訳・変換し、それらを通じて「景観」の概念を得る過程を構築する必要がある。そのような過程の一つとしてメタ数学の再帰的定義 (recursive definition) がある。規則にしたがって操作を進めることにより、いわば頭の中に論理的回路が形成され、その成果として直感的判断が可能となるものである。例えば、足し算の仕方・規則を習うと、どんな桁の数でも足すことが出来る自信と共に、概算が直感的に出来るが如くである。

再帰的定義の特徴は、「議論の話の世界への要素の導入順序とそれを意味する用語の導入の順序が一致する」ことである¹¹⁾。言い換えれば、意味のわからない用語を使用しつつ話を進めないことである。この点を具体的にしめすため「景観」から「良好な景観」に至る流れを人工知能言語と言われる prolog 言語のプログラム形式で書くことを試みる。その一部は下記の如く

景観：－ 環境のながめ。
環境のながめ：－ 環境，ながめ。
良好な景観：－ 良い環境のながめ；環境の良いながめ。
良い環境のながめ：－ 良い環境，ながめ。
環境の良いながめ：－ 環境，良いながめ。
良い環境：－ 悪い環境ではない。
良いながめ：－ 悪いながめではない。
悪い環境：－ C A S B E E 評価が低い。
悪いながめ：－ 悪いものが見える。
悪いながめ：－ 良いものが見えない。
悪いもの：－ 悪例 1。
良いもの：－ 良例 1。
・・・

10) 谷口興紀他「備後福山における景観の「リアリティ」について」, 日本建築学会計画系論文集第443号, 1993, 111頁

11) Kleene, S. 「Introduction to Metamathematics」, Northholand Pub. Co., Univ. of Tokyo Press. 1952, p.260

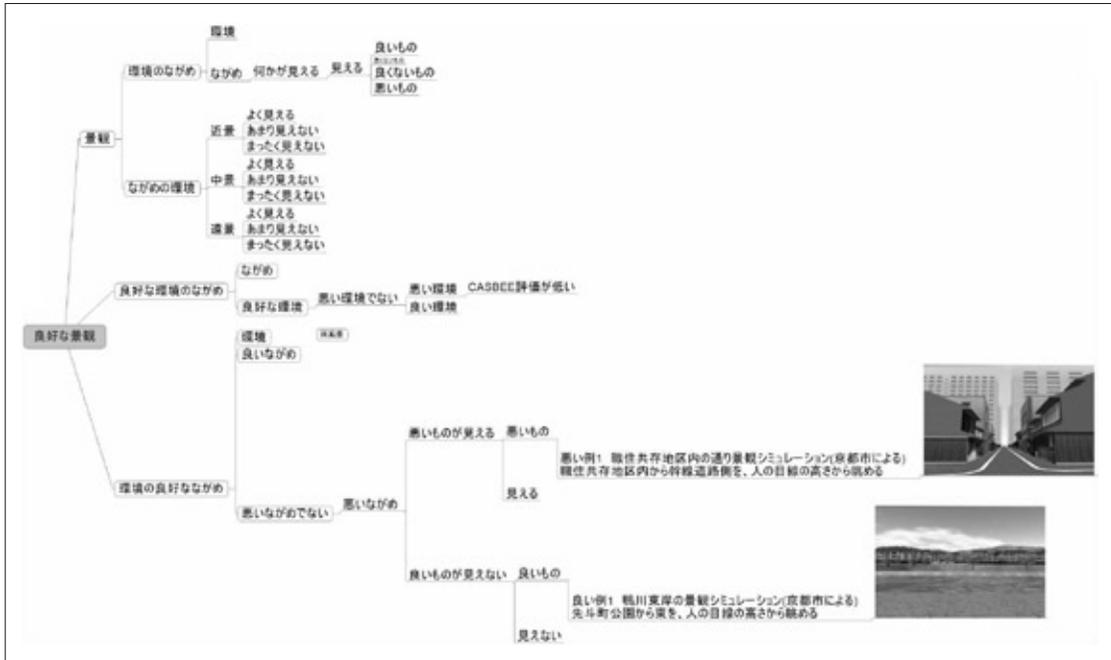


図-1 「景観」から「良好な景観」への流れ図

である。この流れの整合性は、prolog言語内の形式的整合化措置を加えてprolog言語が入っているコンピュータで計算できるかどうかにより評価できる¹²⁾。つまり意味的な整合性・不整合性の形式を表面化でき、景観についての議論を「透明化」できる。

これを図に表したものが図-1である。このような図式は、具体的現実からの抽象(捨象と抽出)によるモデルであるので、再び景観の議論の脈絡の中に置き、この図式の要素の1つ1つをたどって、人々の間で確認しながら議論を進め、生成される情報を加えることにより、モデルとしての景観図を一つのサンプル、つまり地域の固有性を詳細(ディテール)として埋め込まれたものにするにより、景観についての議論を生きたものにするを徹底する役割を果たす。

9. 京都の景観記述の分析例

再帰的定義についての理解を深めるため具体例として、京都府弁護士会の京都の新景観政策への意見書の中から「京都の景観の特質」について述べられている部分を取り出したものが、景観記述①である¹³⁾。

12) 谷口興紀「設計志向における要素の導入について(建築知識工学的観点から)」, 日本建築学会計画系論文集第387号, 1988, 74頁

13) 京都市の新たな景観政策の素案 時を超え光り輝く京都の景観づくりについての意見書(2007年2月9日) http://www.kyotoben.or.jp/siritai/menu/pages_kobetu.cfm?id=329

景観記述①

1. 京都の景観の特質と景観の持つ意味

(1) 自然と歴史と暮らしが一体となった景観形成

京都の大景観の基本的特徴は、なだらかな北山、東山、西山の山並みに三方を囲まれ、この山並みが連続性をもちながら市街地へと続き、東には鴨川、西には桂川が北から南へゆったりとした流れを見せている地形に由来する盆地景観である。

そして、市街地や周辺の山麓沿いには、平安京以来の神社、仏閣、離宮、史跡などがいたるところに点在し、これらが周辺の建造物や風物と一体となり、古都の雰囲気をかもし出している。また、市街地には、低層の町家群が基盤目上の街路に沿って連担し、京都の市街地景観を特徴づけてきた。このような環境の中で、西陣織、清水焼、京扇子等の伝統地場産業が職住一体で営まれ、さらに祇園祭り、地蔵盆、五山の送り火などの伝統的祭りや行事が続けられてきた。

このように京都の景観は、盆地という地形の中で、長年にわたる人々の暮らしと密接に結びついて作られてきた。まさに自然と歴史と暮らしが一体となって京都の景観を作ってきたといえよう。

この文を一読すると、京都の景観が盆地という地形の中に低層の市街地が基盤目上の街路に沿って連担し、西陣織などの伝統産業や祇園祭などの伝統行事が続けられ、それらの歴史と暮らしとが一体となっているものとして、その特質が規定されるかのようであるが、少し考えると、これは京都を訪れた人に京都のイメージを想起させているだけではないだろうか。このことを再帰的定義という観点から検討する。まず、定義的循環、つまり定義文の中に被定義語項を含んでいないか、いわば「京都の景観の特質は、京都の景観だからである」という意味的循環が含まれていないかをチェックするため京都固有の語句と思われるものを記号に置き換える。

景観記述②

1. Xの景観の特質と景観の持つ意味

(1) 自然と歴史と暮らしが一体となった景観形成

Xの大景観の基本的特徴は、なだらかなM1、M2、M3の山並みに三方を囲まれ、この山並みが連続性をもちながら市街地へと続き、東にはR1川、西にはR2川が北から南へゆったりとした流れを見せている地形に由来する盆地景観である。

そして、市街地や周辺の山麓沿いには、Y以来のS1、S2、S3、S4などがいたるところに点在し、これらが周辺の建造物や風物と一体となり、Zの雰囲気をかもし出している。また、市街地には、低層のW群がV上の街路に沿って連担し、Xの市街地景観を特徴づけてきた。このような環境の中で、N1、N2、N3等の伝統地場産業が職住一体で営まれ、さらにG1、G2、G3などの伝統的祭りや行事が続けられてきた。

このようにXの景観は、盆地という地形の中で、長年にわたる人々の暮らしと密接に結びついて作られてきた。まさに自然と歴史と暮らしが一体となってXの景観を作ってきたといえよう。

次に、意味的に省略できる記号を文意が通るように省略する。

景観記述③

1. Xの景観の特質と景観の持つ意味

(1) 自然と歴史と暮らしが一体となった景観形成

Xの大景観の基本的特徴は、なだらかな山並みに三方を囲まれ、この山並みが連続性をもちながら市街地へと続き、川が北から南へゆったりとした流れを見せている地形に由来する盆地景観である。

そして、市街地や周辺の山麓沿いには、神社などがいたるところに点在し、これらが周辺の建造物や風物と一体となり、雰囲気をかもし出している。また、市街地には、低層の家群が街路に沿って連担し、Xの市街地景観を特徴づけてきた。このような環境の中で、伝統地場産業が職住一体で営まれ、さらに伝統的祭りや行事が続けられてきた。

このようにXの景観は、盆地という地形の中で、長年にわたる人々の暮らしと密接に結びついて作られてきた。まさに自然と歴史と暮らしが一体となってXの景観を作ってきたといえよう。

景観記述③が与えられて、「これは、日本のある場所の景観の特質を述べています。Xのなかに適当地名を入れなさい。」と問うことを思考実験してみよう。少なくとも、景観記述③には、意味のわからない用語は使用されていないであろう（ただし「連担」という語は、広辞苑には載っていないが、大辞林では「それぞれが拡大することによって連なり、相互に融合すること」とある）。X=京都 と答えることがあるかもしれない。しかし、X=弘前と答えても誤りとは言えないであろう。なぜなら、弘前は、全国京都会議のメンバーであり、「小京都」を自負しているからである。全国京都会議のメンバー資格は、①京都に似た自然と景観、または、②京都との歴史的なつながり、または、③伝統的な産業と芸能があること という三条件の内の一つを満足すれば良いが、弘前市は少なくとも①と③とは満足している。ちなみに全国京都会議のメンバーは、京都を含めて48である¹⁴⁾。

景観記述②で記号に置き換えられたもの、すなわち「北山、東山、西山、鴨川、桂川、平安京以来、仏閣、離宮、史跡、古都、町屋、碁盤目上、西陣織、清水焼、京扇子、祇園祭り、地藏盆、五山の送り火」を提示し、「このようなもので特徴づけられるのはどこの街でしょうか」と問うと、京都と答える確度は非常に高いと考えられる。これらのことから、景観記述①は、景観そのものに即する記述というより、景観でないものに依っていることになる。つまり京都の景観の特質を記述するにあたり京都固有の要素を援用することは、一種の循環である。非景観的な京都に固有なものに依ってのみ考える限り、京都の景観を、京都の非景観なもののおとしめることを意味する。もう一つの典型は「盆地景観」という語句の使用である。「盆地」は、「山地」「平野」などと共に地理学的な用語であり、そのように規定される地形は、全国に少なくとも57箇所はある¹⁵⁾。樋口は、日本の景観の典型的な型を見だし、「谷の景観」「山辺の景観」

14) 全国京都会議 <http://www.kyokanko.or.jp/shokyoto.html>

15) ウィキペディアで「盆地」を検索（アクセス：2009/8/11）

「平地の景観」と共に「盆地の景観」を挙げている¹⁶⁾。しかし型として取り出すことは、そのものと共に、そのものの類を意味するから、他の型ではないことにおいてそのものの特徴を捉えるが、同時に類のメンバーの一つという非特殊性をも意味することになり、それは固有性の否定であり、語句「特質」の意味に反する。視知覚像は、視知覚する人に固有であり、特殊であるが、それを記述するならば、言葉の一般化作用を受ける。このことを救うため固有名詞の使用が考えられるが、韻文ではなく散文として何事かを伝えるという観点、言い換えれば論理的観点から、クワインの「ss37 個別名辞の消去」の方法により¹⁷⁾、固有名詞を使用した文は、真偽の判別にとって等値な固有名詞を消去した文に変換できるので、やはり一般化は免れない。

京都弁護士会という、ある意味で合理性に依る団体の意見であるから、情緒的・韻文的な記述ではなく、合理的な記述であることを何となく期待し、その「京都の景観の特質」記述を分析したが、①定義が循環している、②型に依ることにより一般化してしまい特質を述べていないという欠点が析出されるという結果である。景観記述③からどのように景観に即した京都の景観規定をつくり上げていくかであるが、景観の特質は単に既存の景観の特質を取り出すことだけでなく、どのような特質を新たに創り上げて行くかと考えることを通じて、より地域に密着することになり、そのことにより地域の固有性を発揮することにつながるであろう。

10. おわりに

景観法の精神に則れば、地域の景観は地域の固有性に根ざし、その中で、地域住民により合意的に構築されるという過程を経るべきものであり、外から、専門家から押しつけられるべきではないことは言うまでもなく、また、緊急避難的な場合を除けば、短兵急に条例を制定すればよいということでもなく、地域の長期的な地道な活動により景観計画に取り組む姿勢が必要である。このことにより、「景観は主観的なものとして最初から取り扱いを躊躇する自治体も少なくない」という現状¹⁸⁾を解消し、「政策大綱」の「国民一人一人の広範な議論、具体的な取り組みへの参画が促進されること」という期待¹⁹⁾に応えることになるだろう。

16) 樋口忠彦「日本の景観 ふるさとの原型」、春秋社、昭和56・1981年、165頁

17) クワイン「論理学の方法」、岩波書店、昭和36・1961年、217頁

18) 宮脇勝「景観・デザイン Landscape & Design」(特集：都市計画研究の現状と展望)、都市計画275 vol.57/No.5, 107頁

19) 「美しい国づくり政策大綱」、前文末尾